

## 公布された規則のあらまし

### ◇指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

#### 1 改正の理由

介護保険法施行規則の改正等に伴い、必要な改正を行いました。

#### 2 内容

- (1) 題名を「介護サービス事業者の業務管理体制の整備等の届出に関する規則」に改めました。（題名関係）
- (2) 指定居宅サービス事業者の指定の申請等の様式を削るほか、必要な改正を行いました。（第1条～第11条、様式第1号～様式第11号関係）

#### 3 施行期日

この規則は、令和6年4月1日から施行することとしました。